(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び経済情勢の変動による燃料油の高騰等の影響を受けた村内の運輸事業者に対し、事業継続を支援することを目的とし、青木村運輸事業者等事業継続支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 運輸事業者 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)または道路運送法(昭和26年法律第183号)の許可を得て、次に掲げる道路運送事業等を営む個人または法人をいう。
- ア
 貨物自動車運送事業
- イ 一般旅客自動車運送事業
- ウー般廃棄物処理事業者
- (2) 営業車両 運輸事業者が所有し、令和4年4月1日時点で長野運輸支局において村内 に配置登録のある営業用の車両をいう。

(交付対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、村内に住所を有し村内で事業を展開する運輸事業者とし、同一事業所・事業主の申請は重複できないこととする。
- 2 申請日時点で事業を営んでおり、引き続き事業継続の意思があること。
- 3 営業に関し、公序良俗に反する行為または違法行為を行っていないこと。
- 4 村税等の公共料金の滞納がないこと。

(支援金額等)

第4条 支援金の額等は、別表のとおりとする。

(交付申請等)

- 第5条 支援金の申請期限は、令和4年12月23日とする。
- 2 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、青木村運輸事業者等 事業継続支援金申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、青木村商工会に提出す ることとする。
- (1) 事業用車両の台数がわかる書類(車検証の写し)
- (2) 事業を行っていることがわかる書類(確定申告書、帳簿書類等の写し)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 村長は、前条に規定する支援金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の 審査及び必要に応じて行う現地調査等により、支援金の交付可否及び額を決定するもの とする。

(交付の決定及び補助金の支払)

- 第7条 村長は、前条第1項に規定する申請があったときは、関係書類を審査し、適正であると認めた場合は、補助金の交付を決定するものとする。
- 2 村長は、交付決定後、青木村運輸事業者等事業継続支援金交付請求書(様式第2号)により速やかに支給するものとする。
- 3 補助金の交付決定通知は、補助金の支払をもって代えるものとし、交付しないことを決定したときは青木村運輸事業者等事業継続支援金不交付決定書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付の取消等)

- 第8条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、支援金の交付決定を取り消すことができる。
- (1) 第3条の規定に反するとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により支援金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他村長が不適当と認めたとき。
- 2 村長は、前項の規定により支援金の交付を取り消した場合において、既に支援金が交付されている場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第4条関係)

六八牡色東光字	交付基準及び交付額			
交付対象事業者 	営業車両の台数	金額		
貨物自動車運送事業者	50 台以上	1,000 千円		
	10 台以上 49 台以下	300 千円		
	5 台以上 9 台以下	100 千円		
	1 台以上 4 台以下	50 千円		
一般旅客自動車運送事業者	1事業者あたり 50 千円			
一般廃棄物処理事業者	1 事業者あたり 300 千円			